

令和8年度 第1回総合教育会議 日程

日 時 令和8年6月30日（火）午後2時00分から

場 所 北栄町役場 3階 第1委員会室

1 開 会

2 あいさつ
町長
教育長

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

（1）小中学生の登下校の安全（スクールバス等）について

（2）部活動等におけるバス運行について

（3）その他教育を取り巻く課題についての意見交換

5 その他

6 閉 会

町長	手嶋 俊樹
副町長	岡本 圭司
教育長	笠見 隆志
教育委員（職務代理者）	徳岡 幸裕
教育委員	岡崎 しづみ
//	津島 望
//	西川 健治
総務課長	小澤 靖
企画財政課長	中野 智子
教育総務課長	松本 裕実
同課参事	眞山 元樹
同課学校教育室指導主事	山口 則子
同課学校教育室室長	稲井 健二
生涯学習課長	渡辺 健二
図書館長	杉川 あゆみ
中央公民館長	松尾 大介

(1) 小中学生の登下校の安全(スクールバス等)について

1 北栄町におけるスクールバス利用基準 (原則)

(小学生) 3.0km 以上 全学年バス
(中学生) 自力通学(徒歩、自転車通の別は保護者判断により届出)

↓ これまでに、通学環境、体力差などの状況をふまえ、対応を拡大してきた経過あり

<現在の状況>

(小学生)
・ 2.0km 未満 徒歩
・ 2.0km 以上～3.0km 未満 低学年はバス、夏季・冬季のみバスなど柔軟に運用
・ 3.0km 以上 全学年バス
(中学生)
・ 自力通学(徒歩、自転車通の別は保護者判断により届出)
ただし、下種、上種、茶や条、西高尾、東高尾、岩坪、高千穂は学校まで 5 キロ以上の距離があり、平坦でない箇所が多いことから冬季のみバスを許可

※夏季:夏休みの1ヶ月前～2 学期始業から1ヶ月後

※冬季:12 月1日～3月修了式

2 車両(バス)、運転手確保の状況

<北条小>

バス 町スクール(マイクロ) 通年 1 台 (H26、補助席含む28人乗り)
福祉バス(マイクロ) 夏季、冬季のみ 1 台(H28、補助席含む28人乗り)

運転手 通年 1 人(会計年度任用職員(総務課運転手登録者))
夏季、冬季のみ1名追加(会計年度任用職員(総務課運転手登録者))

<大栄小(大栄中)>

バス 町スクール(大型) 通年 2 台 1 号車(H15、座席46人／定員:立ち席含む77人))
2 号車(H19、座席50人／定員:立ち席含む78人))

運転手 通年 2 人(会計年度任用職員)※給食配送車兼務
※休暇・緊急対応として別に2名を確保(総務課運転手登録者))

添乗員 通年 2 人分(会計年度任用職員 3 人と学習支援員で対応)

3 登下校における児童生徒の通学方法等について

P5～6 登下校方法一覧

P7～8 自治会別スクールバス利用者数

P9～16 スクールバス運行に係る保護者通知(R8)

R17 小学生徒歩通学路図(R8)

P18 中学生徒歩通学路図(R8)

P19 スクールバス路線図(R8)

4 登下校における責任（保護者、行政、学校）

	通学路	主な責任と対応
徒歩	自宅⇔学校	保護者:児童の安全(全般) 行政(町等):交通安全設備 学校:交通ルール等の指導
バス	自宅⇔バス停(最寄)	保護者:児童の安全(全般) 行政(町等):交通安全設備 学校:交通ルール等の指導
	バス停(最寄)⇔バス停(学校前)	町:スクールバスの安全運行 民間事業者:民間バスの安全運行

5 自然災害等(台風等)における登下校の安全について

通常とは異なる登下校の環境下で児童生徒を登下校させるためには、学校と町が適時協議し、臨機応変に対応を判断。場合によっては、休校、学校待機、保護者送迎などを決定し、マチコミ等で保護者へ即時情報を共有している。

6 適正なスクールバスの運行範囲を考えるうえでの判断材料

基準となる取り扱い・・・国(文部科学省)の考え方(P20～21参照)

個別事情・・・通学路環境、低学年(体力差)、登校班を編制する児童数

バス・・・乗車定員、運転手・添乗員の確保

学校・・・登校時間(学校登校時間)、下校時間、学校の対応可能時間

(2) 部活動等におけるバス運行について

○校外活動や部活動の遠征等の際に貸切バスを利用する場合 ※町バスが使用不可のとき

<正規の契約手続き>

原則、複数の観光バス事業者より見積もりを行い、契約を締結する
(修学旅行などは、旅行会社と契約)

小学校 実施できている

中学校 実施できている

ただし、中部総体のときなど、見積もりをとらずに旅行会社に依頼することがある。バス会社が少ないため、競争しない状況があり、そのようにしている風潮がある。決定まで時間をかける状況にもなく、早く決めたいという意向も働いている。

<白バス行為でないことの確認>

契約した事業者から運送引受書を受領し、一般旅客自動車運送無許可バス(いわゆる白バス行為)でないことを確認する

小学校 確認できている

中学校 確認できていないときがある

運送引受書なるものが発行されない場合があり、その際は事前の確認はできていない。

業者に「貸し切りバスで」という依頼を行っているため、白バスは使用されていないという認識(信用)をしているのが現状。

⇒ 対策として、事業者との契約後、運送引受書を確実に受領すること。また、当日バスが来た際に白バスでないことの目視確認を徹底すること。

○R7 小中学校・こども園のバス利用実績 のべ回数(台数)と支出状況

	北条小スクー ル(マイクロ)	福祉バス (マイクロ)	大栄小スクー ル(大型)	民間貸しバス	
小学校	12	0	12	大型 6	校外活動等 予算 938 千円 実績 665 千円
中学校	8 (うち 部活 8)	62 (うち 部活 13)	8	マイクロ 17	県総体、新人戦等 予算 1,300 千円 実績 615 千円
こども園	28	0	0	0	

(参考)P22 福島県郡山市 部活動マイクロバス事故記事(R8.6.6読売新聞)